

3. 化学製剤原料関連

問題 1

軍用の化学製剤の原料となる物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質には次の除外規定がある。

【 】であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。

【 】には複数の品名が入るが、次の中から誤っているものを一つ選びなさい。

- ① 調製不凍液
- ② 接着剤
- ③ インキ
- ④ 工業用表面処理剤
- ⑤ 化粧品

問題 2

次に掲げる物質の中で、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質に該当しないものを一つ選びなさい。

- ① 三塩化ヒ素
- ② 塩化ホスホリル
- ③ 無水酢酸
- ④ 五塩化リン
- ⑤ トリエタノールアミン

問題 3

貨物等省令第 2 条第 1 項第一号で、「軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の 30 パーセントを超えるもの」として 24 品目を規制している。次の記述の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 規制対象物質が容易に分離できれば 10% のものでも該当となる。
- ② 容易に分離できなければ 30% のものでも該当。
- ③ 分離できるか否かに関係なく、含有量が全重量の 30% を超えるか否かで判定する。
- ④ 該当物質の価格比が 10% を超える場合は、重量比に関係なく該当である。
- ⑤ 29.6% であっても四捨五入すれば 30% になるので該当となる。



解答 1

正解 〔④〕

【解説 1】

輸出令別表第 1 の 3 の項の解釈にて「化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。」としている。

解答 2

正解 〔③〕

【解説 2】

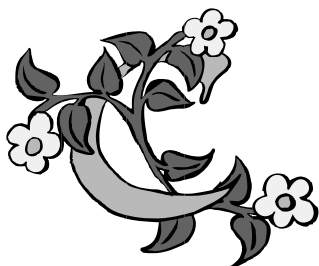
③の無水酢酸は、輸出令別表第 2 の 2 1 の 3 の項において、麻薬及び向精神薬の原材料となる化学物質として規制されている。

解答 3

正解 〔③〕

【解説 3】

分離できるか否かに関係なく含有量が全重量の 30%を超えるか否かで判定する。③以外はすべて誤り。





問題 4

貨物等省令第 2 条第 1 項にて規制される物質は、化学兵器として使用されるものである。次の薬剤の中で化学兵器に該当しないものを一つ選びなさい。

- ① 神経剤
- ② 麻酔剤
- ③ びらん剤
- ④ 血液剤
- ⑤ 窒息剤

問題 5

軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質又はこれらの物質を含む混合物の中で、トリエタノールアミンを含む混合物の場合、その含有量が全重量の 30% を超える場合が規制される。この含有量 30% の規定は、次のどの「国際的取決め」で具体的に定めているか。次の中から一つ選びなさい。

- ① CWC
- ② BWC
- ③ NPT
- ④ WA
- ⑤ AG

問題 6

次のアミン化合物の中で、輸出令別表第 1 の 3 の項で規制されている物質を次の中から、一つ選びなさい。

- ① シアノエチル化ポリアミン
- ② エチルジエタノールアミン
- ③ ジフェニルアミン
- ④ 2-ニトロジフェニルアミン
- ⑤ トリメチルアミン

問題 7

次の成分を含有する化学製品で輸出許可（輸出令別表第 1 のリスト規制に該当する場合）を取得しなければならないものを一つ選びなさい。

- ① 濃度が全重量の 55% のトルエン
- ② 濃度が全重量の 15% の塩酸
- ③ トリエタノールアミンの含有量が全重量の 30% を超える薬品
- ④ 濃度が全重量の 60% のエチルメチルケトン（MEK）を含有する溶剤
- ⑤ 濃度が全重量の 10% を超える硫酸

解答 4

正解 〔②〕

【解説 4】

②の麻酔剤以外は化学兵器に分類される。

解答 5

正解 〔①〕

【解説 5】

英語の略語は『輸出管理品目ガイダンス 化学製剤原料関連』を参照。CWC 関連規定に記載されている。

解答 6

正解 〔②〕

【解説 6】

- ① 誤り。輸出令別表第 1 の 1 4 の項、貨物等省令第 1 3 条第 2 項第二号「火薬又は爆薬の添加剤又は前駆物質」となる物質として規制されている。
- ② 正しい。輸出令別表第 1 の 3 の項貨物等省令第 2 条第 1 項第三号「軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質」として規制されている。
- ③及び④ 誤り。いずれも輸出令別表第 1 の 1 の項（4）「火薬又は爆薬の安定剤」の中で規制されている。
- ⑤ 誤り。輸出令別表第 1 の 1 の項～1 5 の項において規制されていない。

解答 7

正解 〔③〕

【解説 7】

①、②、④及び⑤は、輸出令別表第 2 の 2 1 の 3 の項で規制されている化学物質であり、輸出承認を取得すべきもの。

③は輸出令別表第 1 の 3 の項に記載されている化学物質が全重量の 3 0 %を超えているために輸出許可を取得することが必要である。

問題 8

1・1・1-トリメチルアセトン医薬品用途に輸出する場合、該非の考え方で正しいものを一つ選びなさい。

(1・1・1-トリメチルアセトンは、輸出令別表第1の3の項(1)、貨物等省令第2条第1項第一号に記載のピナコロンの別名でCAS. No. も同じ)

- ① 医薬品用の民生用途で非該当。
- ② 輸出令別表第1でリスト規制されており、用途は関係なくすべて該当。
- ③ 当該品の重量%を、溶剤を除外して計算して30%超であれば該当。
- ④ 当該品を含めすべての構成成分を分母として重量%を計算して30%であれば該当。
- ⑤ 1・1・1-トリメチルアセトンのCAS. No. がピナコロンと同じであれば、法令上の規制で、ピナコロンとのみ記載されていても、ピナコロンと同じように該非を判定する。

問題 9

貨物等省令第2条第1項第一号にて「軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の30パーセントを超えるもの」として24品目のリストを掲げて規制対象としている。次の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 規制対象物質が単一の分離操作で容易に分離できれば10パーセントのものでも該当となる。
- ② 規制対象物質が複数の分離操作で分離できれば45パーセントのものでも該当となる。
- ③ 分離操作の複雑さに関係なく30パーセントを超えるものは対象となる。
- ④ リストに掲げた2品目の混合物の合計が30パーセントを超える場合には2品目共に対象となる。
- ⑤ 30パーセントを超えても、ごく僅かの数量である場合には、規制対象とならない。

問題 10

貨物等省令第2条第1項第一号には、「軍用の化学製剤の原料となる物質」として規制されている物質が定められている。次の物質の中で「軍用の化学製剤の原料となる物質」ではなく、「軍用の化学製剤」である物質を、一つ選びなさい。

- ① 硫化ナトリウム
- ② ビス(2-クロロエチル)スルフィド
- ③ シアン化カリウム
- ④ エチレンクロロヒドリン
- ⑤ ジメチルアミン

解答 8

正解 〔⑤〕

【解説 8】

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1)、貨物等省令第 2 条第 1 項第一号で「軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の 30%を超えるもの」とあり、ピナコロン の名前が出ている。含有量が全重量の 30%を超えるものが規制される。

なお、ピナコロンは神経ガスのソマン、エチルソマンの製造に不可欠のピナコリルアルコールの原料物質。

解答 9

正解 〔③〕

【解説 9】

分離できるか否かなどに関係なく、単体での含有量が全重量の 30%を超えるか否かで判定する。③以外はすべて誤り。

解答 10

正解 〔②〕

【解説 10】

ビス (2-クロロエチル) スルフィド (別名マスタードガス) は、軍用の化学製剤であり、輸出令別表第 1 の 1 の項で規制されている物質である。



問題 1 1

クロロジフルオロメタン（HCFC-22）は、輸出令別表第1の1の項～15の項に規制されていない化学物質（キャッチオール規制該当）である。この化学物質を輸出する場合にどの対応を行うべきか、次の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 輸出令別表第1の1の項～15の項に規制されていない化学物質なので直ちに輸出可能である。
- ② キャッチオール規制該当なので外国ユーザーリストを確認し、このリストに掲載されていなければ輸出できる。
- ③ キャッチオール規制該当なので外国ユーザーリストおよび仕向地の確認を行い、ホワイト国でなければ需要者・用途チェックを行う。すべてに問題なければ輸出できる。
- ④ キャッチオール規制該当なので外国ユーザーリストおよび仕向地の確認を行い、ホワイト国でなければ需要者・用途チェックを行う。また、輸出令別表第2に掲載されていないかの確認を行う。
- ⑤ キャッチオール規制該当であるが、化学物質なので直ちに経済産業省へ許可申請を行う。

問題 1 2

軍用の化学製剤の原料物質等を含んだ混合物の解釈で正しいものはどれか、次の中から一つ選びなさい。

- ① 化学製剤の原料物質等の含有量が全重量の30%を超えなければ輸出令別表第1の3の項には該当しない。
- ② 化学製剤の原料物質等の含有量が全重量の1%を超えるものはすべて輸出令別表第1の3の項に該当する。
- ③ 該非判定の基準になる含有量は、水などの溶媒を含めた全体の中で計算する。
- ④ 該非判定の基準になる含有量は重量濃度でなく、容積率で判定する。
- ⑤ 化学製剤の原料物質等の含有量が輸出令別表第1の3の項に定める数値より大きい場合でも、その価額が全体の10%以下であれば主要な要素ではないので、非該当である。

問題 1 3

輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物（軍用化学製剤原料）に関する技術で、外為令別表の3の項に定めるリスト規制技術について正しいもの一つを選びなさい。

- ① 設計又は製造に係る技術のみが該当であり、使用に係る技術は該当しない。
- ② 使用の技術は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱いに関する場合のみ該当する。
- ③ 使用の技術は、用途が民生用の場合以外はすべて該当する。
- ④ 使用の技術は、個人的使用の場合以外はすべて該当する。
- ⑤ 使用の技術は、公知の技術であっても該当する。

解答 1 1

正解 〔④〕

【解説 1 1】

化学物質は輸出令別表第 1 のみの確認ではなく、輸出令別表第 2 についても確認をする必要がある。今回の物質（クロロジフルオロメタン）は、輸出令別表第 2 の 3 5 の項（オゾン層保護法で規制）に該当するため、輸出承認申請が必要である。

また、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当するので、キャッチオール規制の確認が必要である。

解答 1 2

正解 〔③〕

【解説 1 2】

①②の化学製剤の原料物質等の含有量は、物質により 30%、10%、1% を超えるものが該当になる。また含有量の規定のないものは、例えば 0.1% でも該当である。

③④の含有量の計算は、水やアルコールなどの溶媒を含めた全体の中の重量濃度で計算する。

⑤輸出令別表第 1 の 3 の項（1）に係る含有量は、運用通達 1 - 1（7）（イ）の価額比でなく、貨物等省令第 2 条第 1 項各号で判定する。

解答 1 3

正解 〔②〕

【解説 1 3】

外為令別表の 3 の項（1）で「輸出令別表第 1 の 3 の項（1）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」がリスト規制技術と定められており、役務通達（解釈）で、「外為令別表の 3 の項（1）における『使用』は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう」と定義されている。④にある「個人的使用の場合」とは、3 の項（1）の用語の解釈にある「化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。」から抜き出したもので、これは貨物に関することである。

問題 1 4

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に規定されているトリエタノールアミン又はその混合物を輸出する場合の判断として正しいものを一つ選びなさい。

- ① トリエタノールアミンを、サンプルとして、例えば、1 リットル (2, 0 0 0 円分) の少量、少額分を国際宅配便で送る場合は、輸出許可は不要である。
- ② トリエタノールアミンを 3 1 % 含有する調製不凍液で、この不凍液からトリエタノールアミンを分離することが困難な場合は、輸出許可は不要である。
- ③ トリエタノールアミンは、含有量の如何に関わらず、輸出許可が必要である。
- ④ トリエタノールアミンの含有量が 3 0 % である混合物を輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- ⑤ トリエタノールアミンを 3 2 % 含有する調製不凍液であって、個人的使用のための小売用の瓶に詰められたものを輸出する場合は、輸出許可が不要である。

問題 1 5

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に規定する軍用の化学製剤の原料となる物質として、規制されていない物質を次の中から一つ選びなさい。

- ① フッ化カリウム
- ② フッ化水素 (フッ酸)
- ③ 硫化ナトリウム
- ④ 水素化リン
- ⑤ 五硫化リン

問題 1 6

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に係る貨物等省令第 2 条第 1 項第三号ワに、N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール (アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類と規定され、また、その解釈として、2-ジイソプロピルアミノエタノールを含み、N・N-ジメチルアミノエタノール及び N・N-ジエチルアミノエタノールを除くとされている。

次の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① N・N-ジエチルアミノエタノールを輸出する場合には、輸出許可は不要である。
- ② 2-ジメチルアミノエタノールを輸出する場合は、輸出許可は不要である。
- ③ 2-ジブチルアミノエタノールを輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- ④ 2-ジノルマルプロピルアミノエタノールを輸出する場合は、輸出許可は不要である。
- ⑤ N-メチル-N-エチルアミノエタノールを輸出する場合は、輸出許可は不要である。

解答 1 4

正解〔⑤〕

【解説 1 4】

- ① 誤り。規制対象の化学物質であるトリエタノールアミンには、少額特例はないので国際宅配便で送る（輸出する）場合も、輸出許可が必要である。
- ② 誤り。輸出令別表第 1 の 3 の項（1）の物質を含む混合物で規制のあるものは、規制値を超える場合は、容易に分離できるか否かに関わらず、規制対象となる。
- ③ 誤り。30%を超える混合物が規制の対象になり、30%以下の混合物は規制されていない。
- ④ 誤り。トリエタノールアミンの含有量が30%であれば、輸出許可は不要である。30%を超える場合にのみ、輸出許可が必要となる。
- ⑤ 正しい。

解答 1 5

正解〔④〕

【解説 1 5】

- ④の水素化リンは高純度のもの（純度が99.999%を超えるもの）が輸出令別表第 1 の 7 の項（21）に、リン、砒素またはアンチモンの水素化物で規制されているが、同 3 の項では規制されていない。

解答 1 6

正解〔②〕

【解説 1 6】

- ① 誤り。運用通達には、N・N-ジエチルアミノエタノールを除くと記載されているが、貨物等省令第 2 条第 1 項第一号ソに 2-ジエチルアミノエタノール（N・N-ジエチルアミノエタノールと同じ物質）が記載されているために、含有量が全重量の 30%を超える場合には、輸出許可が必要である。
- ② 正しい。2-ジメチルアミノエタノールは、問題中の N・N-ジメチルアミノエタノールと同じものである。
- ③ 誤り。アルキル基の炭素数が 3 以下のものに限ると記載されており、ブチル基は炭素数が 4 であるため、輸出許可は不要である。
- ④ 誤り。2-ジノルマルプロピルアミノエタノールは、アルキル基の炭素数が 3 であるので、含有量が全重量の 10%を超える場合には、輸出許可が必要である。
- ⑤ 誤り。メチル基は炭素数が 1、エチル基は炭素数が 2 で、共にアルキル基の炭素数が 3 以下の条件に該当するために、含有量が全重量の 10%を超える場合には、輸出許可が必要である。

問題 1 7

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に関する手続きについて、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 含有量が全重量の 30% を超えるトリエタノールアミン硝酸塩を含有する化学製品を輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- ② 含有量が全重量の 30% を超えるエチルジエタノールアミンを含む化学製品からエチルジエタノールアミンを「容易に分離できない」ときは、この化学製品を輸出する場合の輸出許可は不要である。
- ③ 含有量が全重量の 30% 未満の亜リン酸トリメチルを含有する化学製品から亜リン酸トリメチルを容易に分離できるときは、この化学製品を輸出する場合の輸出許可は必要である。
- ④ キヌクリジン-3-オールの光学異性体を輸出する場合は、輸出許可は不要である。
- ⑤ 3-キヌクリジン=ベンジラートについては、例えば、1.001% 含有する化学製品についても、輸出する場合は、輸出許可が必要である。

問題 1 8

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に関する手続きについて、正しいものを二つ選びなさい。

- ① 含有量が全重量の 30% を超えるジメチルアミン、ジエチルアミン、ジイソプロピルアミンを輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- ② アルキル基の炭素数が 3 以下の 2-ジアルキルアミノエタノールを輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- ③ 硫黄を含む化学物質は、硫黄マスタードの原料となるので、含有量が全重量の 30% を超えるものを輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- ④ チオジグリコールは、貨物等省令第 2 条第 1 項第三号ヨに記載されているビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィドと同じ物質であり、含有量が全重量の 10% を超えるものを輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- ⑤ 無機のフッ素化合物が輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) で規制されているが、含有量が全重量の 30% を超えるフッ化カリウム、フッ化ナトリウム、フッ化バリウムを輸出する場合は、輸出許可が必要である。

問題 1 9

化学物質につけられる CAS 登録番号とは何か。次の記述で正しいものはどれか。

- ① 国際的な枠組みである Chemical Advanced Society で定められた番号である。
- ② 先進国を中心として Convention of Anti-terrorism Security に登録した番号である。
- ③ わが国の経済産業省で Commercial Abstracts Safety として登録した番号である。
- ④ 欧州の化学業界団体の Chemical Agent Screening に登録された番号である。
- ⑤ 米国化学会の Chemical Abstracts Service に登録された番号である。

解答 17

正解〔⑤〕

【解説 17】

- ① 誤り。輸出令別表第1の3の項(1)で規定されているトリエタノールアミンの塩類は塩酸塩だけであるので、硝酸塩は規制の対象外で輸出許可は不要である。
- ② 誤り。容易に分離できるか否かは問題ではなく、30%を超えて含まれていることで輸出規制の対象になるため、輸出許可が必要。
- ③ 誤り。容易に分離できる場合であっても、含有量が30%未満であるときは、輸出令別表第1の3の項(1)の規定には該当しないので、輸出許可は不要である。
- ④ 誤り。光学異性体を除く規定はないので、輸出許可は必要である。
- ⑤ 正しい。3-キヌクリジン=ベンジラートは、その含有量が全重量の1%を超えるものが規制されているので、含有量が1%から微量を超えている場合でも輸出許可が必要である。

解答 18

正解〔①④〕

【解説 18】

- ① 正しい。ジエチルアミンは、平成28年度の改正より3の項(1)で規制されている。
- ② 誤り。アルキル基の炭素数が3以下の2-ジアルキルアミノエタノールのうち、ジメチルアミノエタノールだけは、除かれている。
- ③ 誤り。一塩化硫黄、二塩化硫黄、チオホスホリルなど、硫黄を含む化学物質が規制されているが、硫黄を含む化学物質にはこれらの他に二硫化炭素、二硫化ジメチル、二硫化ジエチル等があり、これらの化学物質は規制されていない。
- ④ 正しい。
- ⑤ 誤り。フッ化カリウムとフッ化ナトリウムは、規制されているが、フッ化バリウムは規制されていない。

解答 19

正解〔⑤〕

【解説 19】

米国化学会の Chemical Abstracts Service に登録された番号。個々の物質に識別用の数字が指定されており、それによってどの物質も原則として一義的に識別することができる。

問題 2 0

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に係る記述で正しいものを一つ選びなさい。

- ① 軍用の化学兵器の原料となる物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質とその原料が規定されている。
- ② 軍用の化学兵器の原料となる物質と、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質が規定されている。
- ③ 軍用の化学兵器として使用されるもののみが規定されている。
- ④ 殺虫剤及び殺鼠剤が貨物等省令の項目に挙げられている。
- ⑤ 軍用化学兵器の製造過程で消費される物質は項目に挙がっている。

問題 2 1

化学製剤の該非判定を行う上で、S D S が有効な資料となりうるが、S D S に係る記述で正しいもの一つ選びなさい。

- ① S D S とは、Suppliers Data Sources の略称で、軍需品製造者の情報である。この情報リストに掲載されている企業の製品であれば、軍用化学製剤と判定できる。
- ② S D S は、Safety Data Sheet のことを指す。このシートは化学製品の適切な管理を促すためのもので、化学製品の構成成分を調べるのに利用できる。
- ③ S D S は、Sheet for Defense Standard のことで、米国国防総省の基準を満足するかどうかを判定できる。
- ④ S D S は、Supplement Data System のことで、混合物に関するデータを米国商務省に登録するものである。
- ⑤ S D S は、Sheet for Dual use Shipment の略称で、デュアルユース品の船積みの際に用いるシートのことである。これによって成分が判定できる。

問題 2 2

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に定められている軍用化学製剤の原料 (トリエタノールアミン) が、仮に次のように他の規制貨物 (同 5 の項関係の芳香族ポリイミド) と混合している場合、該非判定に関し、正しいものを一つ選びなさい。ただし、混合によって分解も含めた化学反応は生じないものとする。

- ① 重量比でトリエタノールアミン 3 5 %、芳香族ポリイミド 6 5 % の混合液の場合、ポリイミドの方が多いため輸出令別表第 1 の 5 の項で判定すればよい。
- ② 重量比でトリエタノールアミン 3 5 %、芳香族ポリイミド 6 5 % の混合液の場合、常に輸出令別表第 1 の 3 の項が優先するので、ポリイミドは無視してよい。
- ③ 重量比でトリエタノールアミン、芳香族ポリイミドがそれぞれ 2 5 % の場合は、芳香族ポリイミドだけ判定すればよい。
- ④ 重量比でトリエタノールアミン 5 5 %、芳香族ポリイミド 3 0 % の混合液の場合、芳香族ポリイミドは比率が低いので無視してよい。
- ⑤ 重量比でトリエタノールアミン 5 5 %、芳香族ポリイミド 3 0 % の混合液の場合、規制としてはワッセナー・アレンジメントの合意が優先するので、輸出令別表第 1 の 5 の項で判定すべきである。

解答 2 0

正解 〔①〕

【解説 2 0】

貨物等省令第 2 条第 1 項第一号参照。

解答 2 1

正解 〔②〕

【解説 2 1】

S D S とは、安全データシート (Safety Data Sheet) のことで、化学製品の物理的化学的性状や取り扱い上の注意点に関する情報が記載されている。労働安全衛生法、化学物質管理促進法 (P R T R 法) 及び毒物及び劇物取締法の S D S 制度では、事業者間で対象とする化学製品の取引を行う際にこの S D S を、提供することを義務づけている。

解答 2 2

正解 〔③〕

【解説 2 2】

輸出令別表第 1 の 3 の項 (A G 関連) と輸出令別表第 1 の 5 の項 (ワッセナー・アレンジメント関連) は、どちらの規制が優先するという関係にないので、②及び⑤は誤りである。

また、判定はそれぞれの項番ごとに行うべきなので、単純に数量の多い方で判定することはできない。従って、①と④も誤りである。

①は、トリエタノールアミンが 3 0 % 以下であれば非該当になる。

残る③はトリエタノールアミンが 2 5 % なので、輸出令別表第 1 の 3 の項には非該当になり、ポリイミドで見ることになる (容易に分離できるかどうかなども含めて判定する)。





問題 2 3

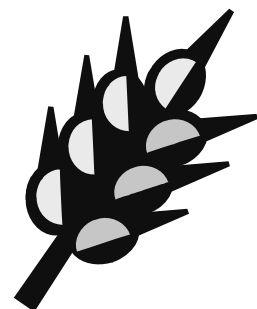
次の輸出令別表第 1 の 3 の項（1）に記載されている化学物質に関する記述で誤っているものを一つ選びなさい。

- ① 二塩化カルボニルは、ホスゲンと同じ物質である。
- ② シアン化水素は、青酸とも言われる。
- ③ メチルホスホン酸ジフルオリドなどのように、含有量が規定されていない化学物質は、工業的に 100% のものが規制の対象となる。
- ④ トリクロロニトロメタンは、別名クロロピクリンと呼ばれる物質である。
- ⑤ フッ化水素は、別名フッ酸とも呼ばれる物質である。

問題 2 4

次のヒ素（別名：アルシン）化合物の中で輸出令別表第 1 の 3 の項（1）に規定されている物質一つを選びなさい。

- ① 2-クロロビニルジクロロアルシン
- ② ジフェニルシアンアルシン
- ③ ビス（2-クロロビニル）クロロアルシン
- ④ 三塩化ヒ素
- ⑤ ジフェニルクロロアルシン



解答 2 3

正解〔③〕

【解説 2 3】

- ① 正しい。貨物等省令第 2 条第 1 項第二号ニに記載されている。(平成 2 2 年 4 月 1 日施行の政省令等の改正により、「へ」から「ニ」に変更された。)
- ② 正しい。貨物等省令第 2 条第 1 項第二号へに記載されている。(平成 2 2 年 4 月 1 日施行の政省令等の改正により、「チ」から「へ」に変更された。)
- ③ 誤り。含有量が記載されていない化学物質は、1 %未満であっても含まれる限り規制の対象となる。
- ④ 正しい。貨物等省令第 2 条第 1 項第二号トに記載されている。(平成 2 2 年 4 月 1 日施行の政省令等の改正により、「リ」から「ト」に変更された。)
- ⑤ 正しい。貨物等省令第 2 条第 1 項一号へに記載されており、フッ酸と呼ばれる。

解答 2 4

正解〔④〕

【解説 2 4】

- ①及び③ 誤り。輸出令別表第 1 の 1 の項 (1 3) で規制されている化学製剤そのもの。
- ②及び⑤ 誤り。輸出令別表第 1 の 1 4 の項 (9) で規制されている催涙剤若しくはくしゃみ剤である。
- ④ 正しい。輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) 省令第 2 条第 1 項第三号「軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質」として規定されている。

問題 2 5

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1)、貨物等省令第 2 条第 1 項第一号では、「軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の 30 パーセントを超えるもの」と規定している。次の中から該非判定について正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 規制対象物質を含む混合物から規制物質を容易に分離することができれば、含有量に関係なく当該混合物は該当となる。
- B 規制対象物質を含む混合物から規制物質を分離するには相当な困難が伴う場合には、含有量が全重量の 30 % を超えても当該混合物は非該当となる。
- C 規制対象物質を含む混合物から規制物質を容易に分離できるか否かに関係なく、当該物質の含有量が全重量の 30 % を超えるか否かで判定する。
- D 規制対象物質を含む混合物に占める規制対象物質の価格比が 10 % を超える場合は、含有量に関係なく当該混合物は該当する。
- E 規制対象物質の含有量が全重量の 29.6 % であっても四捨五入すれば 30 % なので当該混合物は該当となる。

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個

~~~~~  
解答 2 5

正解 〔①〕

【解説 2 5】

- A 容易に分離できるか否かには関係なく、含有量が規制値を超えている場合は、該当である。誤り。
- B 上に同じ。誤り。
- C 正しい。
- D 含有量が規制値を超えている場合は、該当するので、価格比では判断することはできない。誤り。
- E 四捨五入して30%になる場合は、規制されている30%超に該当しないので、規制されない。誤り。

## 問題 26

輸出令別表第1の3の項(1)に定められている軍用化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となるトリエタノールアミンが、輸出令別表第1の5の項の芳香族ポリイミドと次のように混合している場合、該非判定について、正しいものを一つ選びなさい。ただし、混合によって分解も含めた化学反応は生じないものとする。

- ① 全重量比でトリエタノールアミン38%、芳香族ポリイミド62%の混合液の場合、芳香族ポリイミドの方が多いので、輸出令別表第1の3の項(1)は非該当と判定し、輸出令別表第1の5の項でのみ該当と判定すればよい。
- ② 全重量比でトリエタノールアミン38%、芳香族ポリイミド62%の混合液の場合、輸出令別表第1の5の項より輸出令別表第1の3の項が、大量破壊兵器の規制関連として優先するので、輸出令別表第1の3の項(1)に該当と判定し、輸出令別表第1の5の項は、非該当と判定する。
- ③ 全重量比でトリエタノールアミン、芳香族ポリイミドがそれぞれ28%の場合は、輸出令別表第1の3の項(1)は非該当と判定し、輸出令別表第1の5の項は、該当と判定する。
- ④ 全重量比でトリエタノールアミン55%、芳香族ポリイミド30%の混合液の場合、トリエタノールアミンの方が多いので、輸出令別表第1の3の項(1)に該当と判定し、輸出令別表第1の5の項は、非該当と判定する。
- ⑤ 全重量比でトリエタノールアミン55%、芳香族ポリイミド30%の混合液の場合、輸出令別表第1の5の項に係るワッセナー・アレンジメントが優先するので、輸出令別表第1の5の項は、該当と判定し、輸出令別表第1の3の項(1)は非該当と判定する。

~~~~~  
解答 2 6

正解 〔③〕

【解説 2 6】

- ① トリエタノールアミンは 3 8 % で、規制値の 3 0 % 超に該当するので、「非該当」と判定するのは、誤り。
- ② 芳香族ポリイミドを「非該当」と判定するのは、誤り。
- ③ 正しい。
- ④ 芳香族ポリイミドを「非該当」と判定するのは、誤り。
- ⑤ トリエタノールアミンの含有量が 5 5 % であり、規制値の 3 0 % 超に該当するので、「非該当」とするのは誤り。

問題 2 7

運用通達において規定されている輸出令別表第 1 の解釈を要する語のうち、3 の項の「軍用の化学製剤の原料となる物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質」には、次の除外規定がある。

【 】であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。

【 】には具体的な貨物が掲げられているが、次の組み合わせの中で、除外されないものが含まれている組合せはいくつあるか答えなさい。

- A 調製不凍液、インキ、除草剤
- B 接着剤、ペイント、化粧品
- C インキ、工業用表面処理剤、調整不凍液
- D 工業用表面処理剤、除草剤、調整潤滑剤
- E ペイント、マッチ、シャンプー

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個

問題 2 8

輸出令別表第 1 の 3 の項（1）、貨物等省令第 2 条に関して、次の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① フッ化カリウム（貨物等省令第 2 条第 1 項第一号ロ）は、「軍用の化学製剤の原料となる物質」である。
- ② シアン化カリウム（貨物等省令第 2 条第 1 項第一号ヌ）は、「軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質」である。
- ③ 一水素二フッ化ナトリウム（貨物等省令第 2 条第 1 項第一号ワ）は、「軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質」である。
- ④ 塩化シアン（貨物等省令第 2 条第 1 項第二号ホ）は、「軍用の化学製剤の原料となる物質」である。
- ⑤ トリエタノールアミン（貨物等省令第 2 条第 1 項第三号マ）は、「軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質」である。

解答 27

正解〔④〕

【解説 27】

- A 除草剤は、規制されていない。
- B いずれも除外されている。正しい。
- C 工業用表面処理剤は、除外されていない。
- D 工業用表面処理剤は、除外されていない。また、除草剤は規制されていない。
- E マッチは規制されていない。

解答 28

正解〔①〕

【解説 28】

- ① 正しい。
- ② シアン化カリウムは、「軍用の化学製剤の原料となる物質」として規制されているので、誤り。
- ③ 一水素フッ化ナトリウムは、「軍用の化学製剤の原料となる物質」として規制されているので、誤り。
- ④ 塩化シアンは、「軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質」として規制されているので、誤り。
- ⑤ トリエタノールアミンは、「軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質」として規制されているので、誤り。



問題 29

輸出令別表第1の3の項(1)、貨物等省令第2条第1項で規定されている物質に関する記述で、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 二塩化カルボニルは、別名ホスゲンともいう。
- B 塩化シアンは、別名青酸ともいう。
- C トリクロロニトロメタンは、別名クロロサリンともいう。
- D キヌクリジン-3-オールは、別名BZともいう。
- E N・N-ジエチルアミノエタノールは、別名2-ジエチルアミノエタノールともいう。

- ① 1個
- ② 2個
- ③ 3個
- ④ 4個
- ⑤ 5個

問題 30

トリエタノールアミンを輸出許可を取得して輸出した。その後、納入した相手先から、トリエタノールアミンの製造から使用方法に関する技術情報提供の要請があった。以下の内容の技術情報を提供する場合、役務取引許可が必要なものはいくつあるか答えなさい。

- A トリエタノールアミンの製造方法
- B トリエタノールアミンを使用した化粧品（トリエタノールアミンの含有量は、全重量の10%、個人的使用のため小売用のチューブに入っている。）の製造方法
- C トリエタノールアミンを使用して、その硝酸塩を製造する方法
- D トリエタノールアミンを使用して、その塩酸塩を製造する方法
- E トリエタノールアミンを使用して、そのキレートを製造する方法

- ① 1個
- ② 2個
- ③ 3個
- ④ 4個
- ⑤ 5個

解答 29

正解 〔②〕

【解説 29】

- A 正しい。
- B 塩化シアンは、別名を青酸とは言わない。青酸の別名は、シアン化水素である。誤り。
- C トリクロロメトロメタンの別名は、クロロピクリンであるので、誤り。
- D 3-キヌクリジニル=ベンジラートの別名がBZであるので、誤り。
- E 正しい。

解答 30

正解 〔②〕

【解説 30】

- A 役務取引許可が必要である。
- B トリエタノールアミンの使用については、「化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。」と運用通達で規定されているので、化粧品の製造にトリエタノールアミンを使用することは、役務取引許可は不要である。
- C トリエタノールアミンを使用して、硝酸塩を製造することは、役務取引許可の対象にならないので、役務取引許可は不要である。
- D トリエタノールアミンを使用して、塩酸塩を製造することは、役務取引許可の対象になり、役務取引許可が必要である。
- E トリエタノールアミンを使用して、キレートを製造することは、役務取引許可の対象にならないので、役務取引許可は不要である。



問題 3 1

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に、軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるものが記載されている。

化学物質の中には、1%、10%及び30%を超える混合物が規制されているが、次の化学物質の中で30%を超える混合物が規制されているものは、いくつあるか。

- A トリエタノールアミン塩酸塩
- B 塩化ホスホリル
- C シアン化水素
- D 三塩化ヒ素
- E 3-キヌクリジニル=ベンジラート

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個

問題 3 2

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に記載されている軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定める化学物質の混合物の閾値 (規制値) について、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 五硫化リンは、30%を超える混合物が規制の対象である。
- B サキシトキシンは、1%を超える混合物が規制の対象である。
- C 塩化チオニルは、10%を超える混合物が規制の対象である。
- D 二塩化カルボニルは、30%を超える混合物が規制の対象である。
- E ジエチルジチオリン酸は、10%を超える混合物が規制の対象である。

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個

解答 3 1

正解 〔③〕

【解説 3 1】

- A 正しい。
- B 正しい。
- C 正しい。
- D 三塩化ヒ素は、10%を超える混合物が規制されているので、誤り。
- E 3-キヌクリジニル=ベンジラートは、1%を超える混合物が規制されているので、誤り。

解答 3 2

正解 〔③〕

【解説 3 2】

- A 正しい。
- B サキシトキシンは、リシンと共に平成22年4月1日施行の政省令等改正により、輸出令別表第1の3の項(1)、貨物等省令第2条第1項第二号から、輸出令別表第1の1の項(13)の「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤」として規制されることに変更になったので、誤り。輸出令別表第1の1の項(13)に掲げる貨物は、「運用通達」の1-1(7)(イ)に規定される輸出令別表第1に該当の貨物であっても規制から除外されるものから除かれており、10%規定が適用できないため1%以下でも規制されるので、この点でも誤り。
- C 塩化チオニルは、30%を超える混合物が規制されているので、誤り。
- D 正しい。
- E ジエチルジチオリン酸は、30%を超える混合物が規制されているので、誤り。

問題 3 3

次の中から正しいものの記号をすべて答えなさい。

- A 来月、シンガポールの企業に技術提供する予定のトリエタノールアミンに関する自社の製造技術資料が、新宿のA書店で買ったT大学の先生が書いた専門書と数値や論述などが異なっていたとしても、技術内容が概ね同じであれば、公知の技術にあたるので、役務取引許可を取得する必要はない。
- B トリエタノールアミンが市販されている個人用のシャンプーに入っているとしても、輸出許可は不要とされている。したがって、トリエタノールアミンの製造技術を含む個人用シャンプーの製造技術をインドネシアの企業に提供する場合、役務取引許可を取得する必要はない。
- C インドの企業にリスト規制には該当しない農薬を製造する技術を提供する予定である。当該農薬を製造する途中で、輸出令別表第1の3の項(1)に該当する物質を製造する必要があり、その技術を提供する場合は、最終的にリスト規制に該当しない農薬を作る場合であっても、役務取引許可は必要である。
- D シャンプー製造のために、トリエタノールアミンの使用の技術を非居住者に提供する場合は、役務取引許可を取得する必要はない。
- E 外為令別表の3の項(1)で規制されている技術とは、輸出令別表第1の3の項(1)に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術で、経済産業省令により、これらの必要な技術が規制されている。

解答 3 3

正解 [C・D]

【解説 3 3】

- A 自社の製造技術資料は、例え、大学の先生の著書と似通って内容であっても、公知の技術ではないので、役務取引許可は必要。誤り。
- B トリエタノールアミンを使用してシャンプーを製造する技術は、外為令別表の3の項(1)で規制されている製造技術には該当しないが、トリエタノールアミンを製造する技術は、該当するので、役務取引許可が必要である。誤り。
- C 正しい。
- D 正しい。
- E 外為令別表の3の項(1)で規制されている技術は、輸出令別表第1の3の項(1)に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であるが、経済産業省令により、これらの必要な技術が規制されていないので、誤り。

問題 3 4

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) の「軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの」について、誤った説明はいくつあるか答えなさい。

- A トリエタノールアミンを 31% 含有する調製不凍液を個人が使用する 1 リットルの小売用の化粧缶に入れて、合計 1 トン分を輸出する場合は、輸出許可証が必要である。
- B ビス (2-ヒドロキシエチル) スルフィドを 12% 含有する染料を 180kg 入りのドラム缶で合計 10 本輸出する場合は、輸出許可証が必要である。
- C サキシトキシン又はリシンが全体のうち、0.3% 入った混合物を輸出する場合は、輸出許可証は不要である。
- D 海外のメッキ工場向けにシアン化ナトリウムの試薬 (500g 入り/本) を 10 本輸出することになったが、合計金額が 22,000 円の少額であるので、輸出許可証は不要である。
- E トリエタノールアミンをちょうど 30% になる量を含む調製潤滑剤を輸出する場合は、輸出許可証は不要である。

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個

問題 3 5

次の A から E までの物質で、輸出令別表第 1 の 3 の項 (1)、貨物等省令第 2 条第 1 項の「軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの」として、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 三塩化リン
- B 三塩化ウラン
- C 三塩化ヒ素
- D 五硫化リン
- E 五フッ化ヨウ素

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個

解答 3 4

正解 〔③〕

【解説 3 4】

- A トリエタノールアミンを 3 1 % 含有する調整不凍液を個人が使用する 1 リットルの小売用の化粧缶に入れて、輸出する場合は、個人的使用のため小売用の包装にしたものを除くという、運用通達により、輸出許可証は不要であるので、誤り。
- B ビス（2-ヒドロキシエチル）スルフィドは、1 0 % を超えて含有する製品は、輸出許可証が必要であるので、正しい。
- C リシン及びサキシトキシンは、平成 2 2 年 4 月 1 日施行の政省令等改正により、輸出令別表第 1 の 3 の項（1）、貨物等省令第 2 条第 1 項第二号から、輸出令別表第 1 の 1 の項（1 3）の「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤」として規制されることに変更になったので、3 の項（1）の規制は受けないので誤り。輸出令別表第 1 の 1 の項（1 3）に掲げる貨物は、「運用通達」の 1-1（7）（イ）に規定される輸出令別表第 1 に該当の貨物であっても規制から除外されるものから除外されており、1 0 % 規定が適用できないため、少しでも含まれている場合は、輸出に際しては、輸出許可証が必要であるので、この点でも誤り。
因みに、平成 2 2 年 4 月 1 日施行の政省令等改正前は、輸出令別表第 1 の 3 の項（1）、貨物等省令第 2 条第 1 項第二号で規制されていたが、混合物についても規制されている貨物であったため、現在と同様、上記の運用通達の規制除外の規定は適用されなかった。
- D 輸出令別表第 1 の 3 の項（1）に記載されている化学物質には、少額特例は適用できないので、誤り。
- E トリエタノールアミンを丁度、3 0 % 含有する調製潤滑剤は、含まれているトリエタノールアミンが 3 0 % を超えていないために、輸出許可証は不要である。
正しい。

解答 3 5

正解 〔③〕

【解説 3 5】

- A 正しい。
- B 三塩化ウランは、輸出令別表第 1 の 2 の項で規制されている。
- C 正しい。
- D 正しい。
- E 五フッ化ヨウ素は、輸出令別表第 1 の 4 の項（6）で規制されている。

問題 3 6

輸出令別表第 1 の 3 の項 (1) に関する手続きについて、次の中から正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 一塩化硫黄及び二塩化硫黄は、硫黄マスタードの原料となるので、これらの含有量が全重量の 30% を超えるものを輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- B 含有量が全重量の 30% を超える三塩化ヒ素、塩化シアン、シアン化水素を輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- C 含有量が全重量の 30% を超えるシアン化カリウム、フッ化カリウム、フッ化ナトリウムを輸出する場合は、輸出許可が必要である。
- D リシンについては、リシンを含む混合物の含有量の規定がないため、リシンが混合されている貨物の場合は、混合先の他の貨物の価額（初期製造時の市場価格）の 10% を超えるか超えないかで判断し、超えない場合、輸出許可は不要である。
- E 2-ジアルキルアミノエタノールに含まれる 2-ジエチルアミノエタノールの含有量が全重量の 15% のものを輸出する場合は、輸出許可が必要である。

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個

解答 36

正解 〔③〕

【解説 36】

A 正しい。

B 正しい。

C 正しい。

D リシンは、サキシトシンと共に平成22年4月1日施行の政省令等改正により、輸出令別表第1の3の項(1)、貨物等省令第2条第1項第二号から、輸出令別表第1の1の項(13)の「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤」として規制されることに変更になったので、3の項(1)の規制は受けないため、誤り。輸出令別表第1の1の項(13)に掲げる貨物は、「運用通達」の1-1(7)(イ)に規定される輸出令別表第1に該当の貨物であっても規制から除外されるものから除かれており、10%規定が適用できないため、少しでも含まれている場合は、輸出に際しては、輸出許可証が必要であるので、この点でも誤り。

因みに平成22年4月1日施行の政省令等改正前は、輸出令別表第1の3の項(1)、貨物等省令第2条第1項第二号で規制されていたが、混合物についても規制されている貨物であったため、現在と同様、上記の運用通達の規制除外の規定は適用されなかった。

E 2-ジエチルアミノエタノールは、その含有量が全重量の30%を超える混合物は、輸出許可が必要であるが、含有量が15%のものについては、輸出許可は不要である。誤り。

問題 3 7

軍用の化学製剤の原料物質等を含んだ混合物の解釈で正しいものはどれか、次の中から一つ選びなさい。

- ① 2-ジエチルアミノエタノールを30%含有する混合物は、輸出令別表第1の3の項(1)の規制の対象にならない。
- ② ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド(別名チオグリコール)を10%を超えて含有する混合物は、チオグリコールの価格が混合物全体の価格の10%以下である場合は、輸出令別表第1の3の項(1)の規制の対象にならない。
- ③ リシンやサキシトキシンには、混合物に関する規制値がないので、リシンやサキシトキシンそのものが輸出令別表第1の3の項(1)の規制の対象となる。
- ④ エチルジエタノールアミンを31%含有する混合物で、エチルジエタノールアミンが主要な要素でなく、この混合物からエチルジエタノールアミンを分離することができない場合は、輸出令別表第1の3の項(1)の規制の対象にならない。
- ⑤ 180リットルのドラム缶に入れられているトリエタノールアミンを32%含有する調製不凍液を1本輸出する場合は、輸出令別表第1の3の項(1)の規制の対象にならない。

問題 3 8

輸出令別表第1の3の項(1)に規定する軍用の化学製剤の原料となる物質として、規制されている物質の組み合わせの中で正しいものを二つ選びなさい。

- ① フッ化カリウム、フッ化アンモニウム、フッ化ナトリウム
- ② ジエチルチオリン酸、ジメチルジチオリン酸、ジエチルジチオリン酸
- ③ 亜リン酸トリメチル、亜リン酸トリエチル、亜リン酸トリエチル
- ④ ジメチルアミン、ジエチルアミン、ジイソプロピルアミン
- ⑤ エチルジエタノールアミン、ジメチルエタノールアミン、メチルジエタノールアミン

解答 37

正解 [①]

【解説 37】

- ① 2-ジエチルアミノエタノールを30%含有する混合物は、30%を超えて含有するものが規制対象であるので、輸出令別表第1の3の項(1)の規制を受けない。正しい。
- ② ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィドは、含有量が10%を超えている混合物が規制されており、混合物中の価格が10%以下であっても、運用通達の10%規定は適用されないなので、誤りである。
- ③ リシンやサキシトキシンは、共に平成22年4月1日施行の政省令等改正により、輸出令別表第1の3の項(1)貨物等省令第2条第1項第二号から、輸出令別表第1の1の項(13)の「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤」として規制されることに変更になったので、3の項(1)の規制は受けないために誤り。輸出令別表第1の1の項(13)に掲げる貨物は、「運用通達」の1-1(7)(イ)に規定される輸出令別表第1に該当の貨物であっても規制から除外されるものから除かれており、10%規定が適用できないので、この点でも誤り。因みに平成22年4月1日施行の政省令等改正前は、リシン、サキシトキシンは、共に輸出令別表第1の3の項貨物等省令第2条第1項第二号で規制されていたが、混合物についても規制されている貨物であったため、現在と同様、上記の運用通達の規制除外の規定は適用されなかった。
- ④ エチルジエタノールアミンを31%含有する混合物は、含有量が30%を超えているものが輸出令別表第1の3の項(1)の規制の対象になる。したがって、混合物から分離できないために規制の対象外になることはないなので、誤りである。
- ⑤ 32%のトリエタノールアミンを含有する調製不凍液は、180リットルのドラム缶に入っている場合は、個人使用のための小売用の包装にしたものを除くという運用通達に当てはまらないので、輸出令別表第1の3の項(1)の規制を受ける。誤りである。

解答 38

正解 [③④]

【解説 38】

- ① フッ化アンモニウムは規制されていない。
- ② ジメチルジチオリン酸は規制されていない。
- ③ いずれも規制されている。
- ④ ジエチルアミンは、平成28年度の改正より3の項(1)で規制されている。
- ⑤ ジメチルエタノールアミンは規制されていない。